

横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる運用基準

制 定 令和 2 年 1 月 30 日 健障企第 2992 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 11 月 1 日 健障自第 1545 号（局長決裁）

1 目的

この基準は、横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定にかかる要綱第 14 条に基づき、要綱の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 認定の対象

(1) 認定の対象（要綱第 3 条第 1 項関係）

市内に主たる事業所を有する法人で、対象ごとの要件を満たす者。

(2) 対象ごとの要件

ア 重度障害者多数雇用事業所（要綱第 3 条第 1 項第 1 号関係）

次の要件を満たす事業所について、第 1 号様式別紙 1 「障害者雇用状況計算書」及び、その内容を証明する書類をもって確認する。また、現地調査及び従業員（障害者含む）へのヒアリングを実施できるものとする。なおヒアリングについては、学識経験者も同席できるものとする。

[要件]

①労働者及び短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の者）は、

1 年以上継続して雇用されることが見込まれる者を対象とする。

ただし、雇用契約書の労働時間等と実態の出勤状況に乖離がある場合は、労働者及び短時間労働者の対象としない場合がある。

②計算基準日は、申請日の直前の 6 月 1 日とする。

③短時間労働者を含む障害者の数が、5 人以上であること。

④障害者の割合が従業員数の 20% 以上であること。

⑤重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が障害者数の 30% 以上であること。

[内容を証明する書類（個別）]

①労働者名簿（労働基準法に定める法定帳簿）

②障害の程度がわかる書類の写し（障害者手帳等）

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳、知的障害者判定機関の判定書
- ・精神障害者保健福祉手帳

③雇用労働条件を明示した書類の写し

- ・労働条件通知書（労働基準法に定める法定帳簿）
- ・雇用契約書
- ・労働契約書 など

④雇用を証明できる書類の写し

- ・賃金台帳（労働基準法に定める法定帳簿）
- ・雇用保険被保険者証
- ・給与支払報告書 など

- ・出勤状況を確認できる書類（タイムカード等の写し等）

申請日の直前の6月1日から過去1年間分

イ 在宅就業支援団体（要綱第3条第1項第2号関係）

厚生労働大臣が交付する「在宅就業支援団体登録通知書」の写しをもって、その要件を確認する。登録通知書の有効期間（3年間）を経過している場合は、「在宅就業支援団体登録更新通知書」の写しをもって、その要件を確認する。必要に応じて現地調査を実施する。

ウ ふれあいショップ（要綱第3条第1項第3号関係）

横浜市ふれあいショップ事業実施要綱に規定する「横浜市ふれあいショップ設置運営承認通知書」及び、横浜市ふれあいショップ補助金交付要綱に規定する「横浜市ふれあいショップ補助金交付決定通知書」の写しをもって、その要件を確認する。必要に応じて現地調査を実施する。

エ 共同受注窓口（要綱第3条第1項第4号関係）

次の要件を満たす事業所について、その内容を証明する書類をもって確認する。必要に応じて現地調査を実施する。

[要件]

- ①障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）に規定する共同受注窓口として、概ね半年以上の活動実績を有すること。
ただし、横浜市が委託により設置する「横浜市障害者共同受注センター」を受託する者についてはこの限りではない。
- ②定款、寄付行為等に、障害者の就業機会の確保を目的とすることが明示されており、本制度によって受けられる随意契約を、他の目的をもって利用する者でないこと。
- ③受注内容を公平かつ効率的に、市内に所在地を有する対応可能な複数の障害者支援施設等にあっせん又は仲介する業務を行っていること。
- ④障害者支援施設等に係る物品等の開発、販売促進又は品質改善の取組など、共同受注窓口としての適切な業務遂行能力を有すること。
- ⑤参加している障害者支援施設等の80%以上が、市内に所在地を有する者であること。
- ⑥障害者支援施設等を経営する複数の法人又は個人が相当数参加していること。1法人が複数の障害者支援施設等を経営している場合も、複数法人の参加がなければならない。
- ⑦市内に所在地を有する障害者支援施設等の全体数の30%以上の参加数を目安とする。ただし、特化した技術力や製品力によって、発注元の要求水準を満たすことを主な目的として共同受注窓口を実施する場合は、10以上を目安とする。

[内容を証明する書類（個別）]

- ①受注業務をあっせん又は仲介する、障害者支援施設等の選定に関する要綱等の規定類
- ②障害者支援施設一覧（第1号様式別紙2）
- ③前年度納入実績一覧（第1号様式別紙3）
- ④商品開発、販売促進、品質改善等の取組実績が分かるもの

3 事前相談（要綱第4条関係）

申請後の審査を円滑に進める目的として、事前相談を実施し、申請を予定している認定対象としての要件確認等を行う。

(1) 相談方法

担当課（健康福祉局障害自立支援課就労支援係（連絡先：045-671-3992））に事前連絡し、相談日の調整を行う。相談時には、申請予定の書類（添付書類を含む）の写しを持参する。

(2) 確認方法

担当課は、申請を予定している認定の対象の要件等について確認を行う。その場での確認が困難な場合は、申請予定の書類を事前確認資料として預かって確認を行った上で、後日返却する。

4 認定の申請（要綱第5条関係）

(1) 申請受付期限（年2回）

6月末日、11月末日

※円滑な審査を目的とし、認定手続きは年2回を原則として実施する。

(2) 申請書提出先

健康福祉局障害自立支援課就労支援係（連絡先：045-671-3992）

※持参による提出を原則とする。持参以外の方法で提出する場合は、事前に連絡すること。

(3) 申請書類

障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（第1号様式）

[添付書類]

<共通>

横浜市税の納税状況調査の同意書（第1号様式別紙4）

誓約書（第1号様式別紙5）

定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）

発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書の写し）

法人概要（パンフレット等）

取扱物品・役務の概要（パンフレット・写真等）

説明書（第9号様式）

<要件別>

ア 重度障害者多数雇用事業所

障害者雇用状況計算書（第1号様式別紙1）

労働者名簿

障害の程度がわかる書類の写し（障害者手帳等）

雇用労働条件を明示した書類の写し（雇用契約書等）

雇用を証明できる書類の写し（賃金台帳、雇用保険被保険者証等）

出勤状況確認表（第9号様式別紙1）

出勤状況の確認できる書式（タイムカードの写し等）

申請日の直前の6月1日から過去1年間分

定着状況確認書（第9号様式別紙2）

イ 在宅就業支援団体

□厚生労働大臣が交付する在宅就業支援団体登録通知書の写し

ウ ふれあいショップ

□横浜市ふれあいショップ設置運営承認通知書の写し

□横浜市ふれあいショップ補助金交付決定通知書の写し

エ 共同受注窓口

□受注業務をあっせん又は仲介する障害者支援施設の選定に関する要綱等の規定類

□障害者支援施設一覧（第1号様式別紙2）

□前年度納入実績一覧（第1号様式別紙3）

□商品開発、販売促進、品質改善等の取組実績が分かるもの

5 認定（第6条関係）

（1）審査手続き（年2回）

申請受付期限までに提出された申請について、年2回審査手続きを行う。

※審査期間：申請受付期限から4か月程度を目安

（2）学識経験を有する者の意見聴取

申請書の提出があった場合、地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、市長は2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で審査し、認定の可否を決定する。

また意見聴取の方法については、認定の対象が第3条第1項第1号に該当する場合、申請者より事前に提出された資料等を基に、あらかじめ定められた審査項目（別表1）に基づいて学識経験者が評価を行い、意見書と共に横浜市へ提出する。

（3）調査

市長は審査を行うに当たり、申請書又は添付書類に記載された内容等の調査を行い、申請者からの説明を求める（現地調査及び従業員（障害者含む）へのヒアリング含む）。

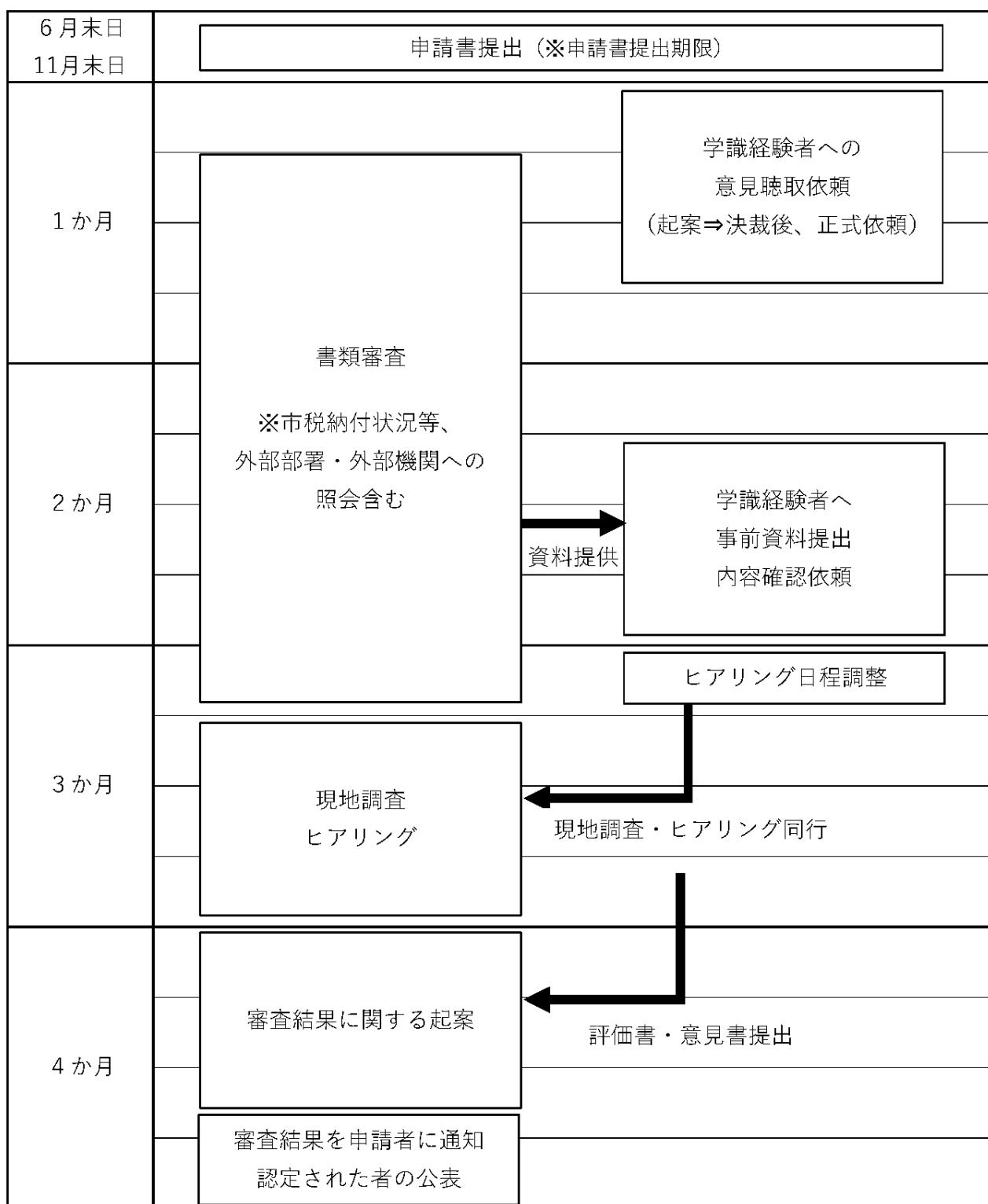
また、説明については学識経験者を同席できるものとする。

（4）審査の注意事項

意見聴取について、学識経験者より提出された審査項目の評価点に、1点または2点と評価された項目がある申請者は、得点の如何に関わらず、認定非該当とします。

また、審査項目の合計点が最低制限基準（23点）に満たない場合も認定非該当とします。

【審査の流れ】※申請件数等により、実際の流れと異なる場合がある。



7 附則

この基準は、令和2年2月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年11月1日から施行する。